

基本チェックリストの運用方法の見直しについて

1 目的

要介護認定の申請を行わずに基本チェックリストが受けられるようにすることで、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という)のサービスの利用開始までの期間を短縮する。

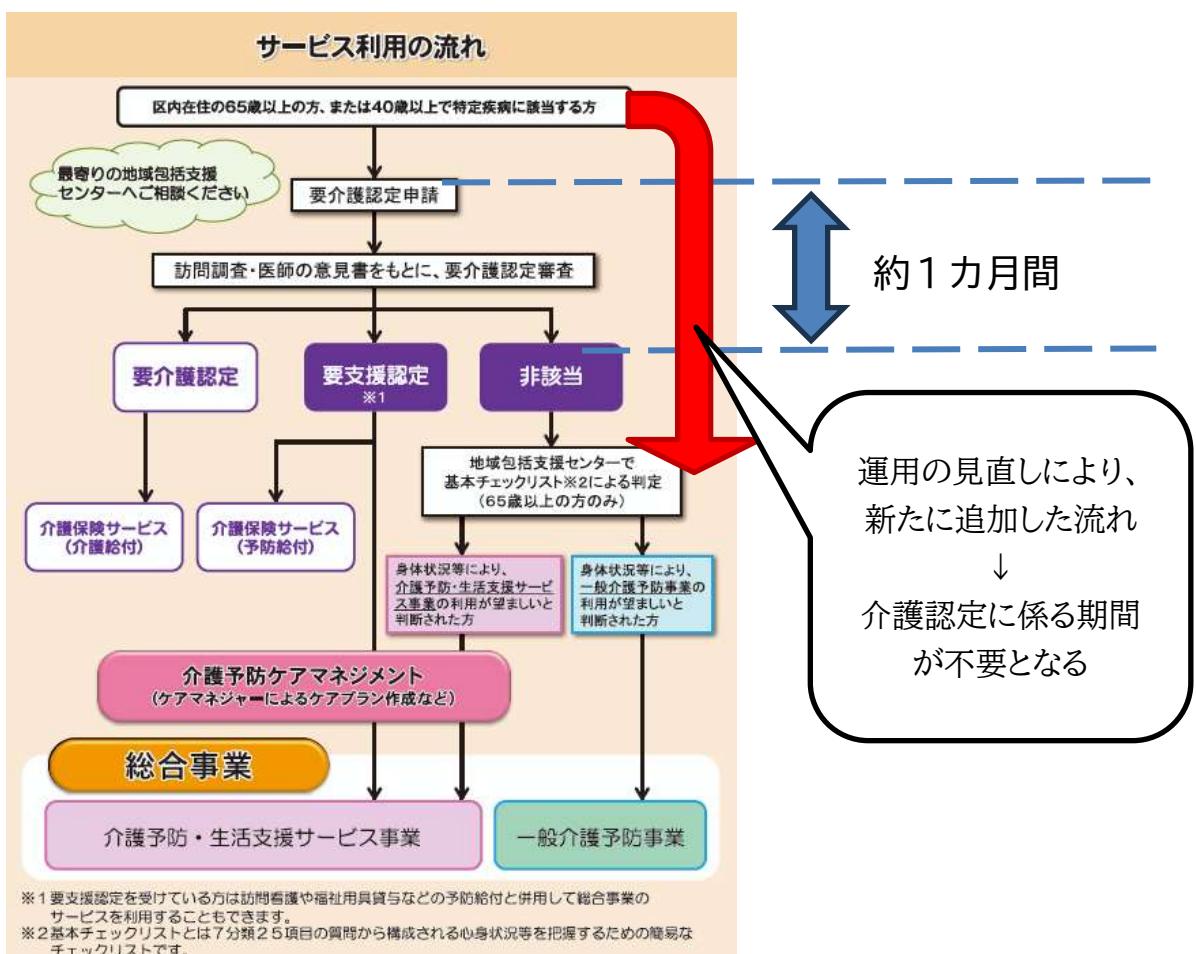
2 事業概要

現在、台東区が行う介護予防事業である総合事業のサービスを利用するには、予め介護認定を受けることが必要となっており、総合事業のサービスの利用開始までに1カ月～2カ月程度の期間を要していることが課題となっている。

総合事業の利用を円滑にし、要介護状態になることを予防するために、要介護認定の申請を行わずに基本チェックリストが受けられるように運用を見直す。

※福祉用具貸与等の予防給付を受ける場合は、要介護認定の申請が必要

3 運用方法の見直し



※基本チェックリストの実施は、地域包括支援センターのみとする。

4 今後の予定

令和7年4月1日 運用開始